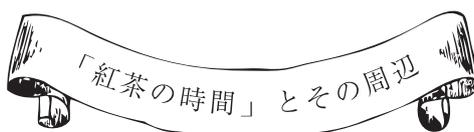


きもちは、 言葉を さがしている



第 27 話

水野 スウ

「草かふえ」その後

去年の夏、わが家の「紅茶の時間」で毎週3時から4時までの1時間だけ、「草かふえ」をはじめます！と一人で宣言したこと、マガジン26号で少し書きました。

以来、とくべつ紅茶など特別な催しのある日をのぞいて、ほぼ毎週、ごくこじんまりながら、この「草かふえ」——今の憲法と自民党のつくった改憲草案を、自分の目で見て確かめて、どう違うのか知ろう、わからないこと知らないことは、遠慮せずに何でも訊いて、少しでも憲法をわたしごとにしていこう、まわりに何気なく憲法のこと語れる自分になっていこう、そのための練習の場——を続けています。

やり方が決まっているわけでも、教科書があるわけでもない、草かふえという新しい試み。最初のころは毎週、条文を一つとりあげて、声にだし

て読みあい、自分の感覚を頼りに今の憲法と草案の違いを感じ、言葉にしていく、そんな作業を重ねていきました。

ただそれだけの作業が、実際にやってみると思いの外、おもしろいのです。週ごとに微妙にわかかわる参加者さんと、とっつきにくい憲法の日本語を、自分たち流に読み解いていくのですから、さながら先生のいない、国語と歴史と社会の実験教室。もちろんかたわらに、専門家や作家、弁護士さんの書いた本を何冊も並べて、困った時はいつもそれらを参考書がわり、おおいに助けてもらっていますが。一人で読んだ時は見過ごしていたいろいろな気づきが、草かふえの中で次つぎに生まれていきました。

これまで草かふえでは、前文、13条、12条、21条、24条、9条、最高法規の第10章、そして、草案で新たに追加された「緊急事態条項」をみんなまで読みあってきました。今回は、その中から、前文と10章・最高法規のミニ草かふえ実況中継

をお送りしようと思います。皆さんも、自分だったらどんな発見をするかな？と探しながら読んでいただけたら何よりです。

前文くらべ

今の憲法前文と草案前文の読みくらべをした時の様子、お伝えしましょう。この日は井上ひさしさんの『子どもにつたえる日本国憲法』（講談社）をテキストブックにつかって、今の憲法の前文を一区切りごと読んでいきました。

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し……」と始まる前文は一見、難しそうだったけれど、一つひとつ自分たちの言葉に置きかえてみると、主権が私たちにあるとはっきりうたっていることや、誰もが平和のうちに生きる権利があることなど、前文の深い理念が身体にしみこんでくる感じがしました。

そして、前文には、どうやらこういうことが書いてあるらしい、と、私たちなりにこんな風に解釈してみました。

「私たちは、私たちと私たちの子孫のために、固く心にきめました。すべての国々と平和的にちからをあわせて仲よくしよう。それによる実りと自由の恵みを、この国のすみずみにまで行き渡らせよう。政府のひきおこした戦争によって、私たちはとてもつらく、悲しく、ひどい経験をしたけれども、もう二度とそういうことがおきないようにしよう。

そのために、この国のかたちを決めるのは、政府ではなく私たちである、としなければなりません。この国の主権者は私たち国民です、と、ここにたからかに宣言して、この国のかたちを憲法にまとめることとします。私たちはこの憲法に違反する一切のきまりごとをうけいれませんが、また、これに違反する法にも従いません。

どんな国の人も、怖い思いやひもじい思いをせずに、おだやかな気持ちで生きる権利があります。

どの国も、自分の国のことだけ考えて、他の国を無視したり、ないがしろにしたりしてはいけません。これはどんな時にも守らなければならない決まりごとです。

私たちは、この憲法に書きこんだ気高い理想を、私たちの名誉にかけ、ありったけの力でもって実現していくことを、ここに誓います」

草案の前文は

この文章にたどり着くまでかかった時間は、約40分でした。残り時間は20分。草案前文を声に出して読んでみます。どうやら文章は短くて、読みやすそうです。

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。

我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。

日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する。

我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。

日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。

読み終わるなり、この日の草かふえ参加者さんたちから活発に声があがりました。

- ・あれ？ 最初の主語が日本国民じゃなくて、日本国になってる。
- ・歴史と伝統、っていうのがこの国ではよほど大

事らしい。

- ・天皇を戴く国家、って、なんだかうやうやしい感じだねえ。
- ・戦争と災害が同じレベルになってる、ってことは、政府の責任はここでは問われていないんだ。
- ・戦争や災害をのりこえて発展してきたすごい国である、ってなんか自画自賛しているみたい。
- ・国民自らがこの国を守る、この国を経済成長発展させる、とも書いてあるよ。憲法っていうよりも、社訓みたいだなあ。
- ・国を発展させるために働け、って言われてる気がする。
- ・家族助けあって国家をつくる、って、こういうこと憲法に書くのに違和感がある。
- ・この憲法をつくる目的が何なのか、最後に書いてあるね。良き伝統と国家を子孫に継承するため、なんだって。
- ・国家があって、国民がある。今の憲法と真逆だね。

今の前文をじっくり時間をかけて読みこんだことで、みんな草案との違いがよくわかったみたいです。そして、参加しているひとたちの言葉によって、草案の目指す国のかたちがよりくっきり浮かびあがってきた気がします。草かふえには、これが正解、という答えはありません。それぞれが感じたことを自由に言葉にしながら、一緒に憲法を発見していく場。そのことがとてもリアルに感じられる、前文くらべの草かふえとなりました。

第10章「最高法規」

日本国憲法の第10章は、「最高法規」の章。そのタイトル通り、ここには、この憲法が最高法規であることの根拠が書かれています。わかりやすくいうと、この章は、憲法が自分のことを自己紹介している章です。収められているのは97、98、99条の3つだけ。

さて、ここで草かふえからちょっと寄り道しま

す。私が憲法のおはなし出前に行って、まずみなさんにご協力いただき、けんぼう折り紙アンケートのこと、少し説明させてくださいね。

アンケートの1問目はこんな感じ。「私たち一人一人に日本国憲法を守る義務がある。そう思う方は、折り紙のきれいな色の方を私に向けてください。違う、と思う方は、折り紙の裏側、つまり白い方を私に見せてくださいな」

そう尋ねると、どの会場でもたいてい8,9割の方が、折り紙のきれいな色の方を私に見せてくれます。つまり、憲法を守る義務は、国民である私たちにあるのだと。

そこで、プリントアウトしてあった99条を、誰かに声に出して読んでもらって答えあわせをします。

99条

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

あれれ？って、けげんそうな顔がたくさん見えます。国民である「私」は含まれていないの？

そうなんです、憲法も法律と同じように、てっきり自分が守らねばいけないものと思っている人が多いけれど、実は憲法を守る義務があるのは、権力を持っている側の人たちなんです。なんでかって？ 長い歴史の中で、人間は権力を持ってしまうと、ついその力をふりかざして、人々の自由や権利を奪ったり制限したりと、自分勝手なことをしてしまいたくなる生き物だということが証明されてきたから。

つまり、私たち一人ひとりの自由が大切にされるためには憲法という道具で権力をしぼる必要がある、だから、権力を持つ人たちに憲法を守る義務がある、というわけです。

ここが、どこの出前にいってもかならず押さえておかなければならない、けんぼう基本のきの要かなめです。

けんぼう基本のきでは、あわせて98条にもふれます。憲法と法律はどちらが強い？という質問をしてから、98条を誰かに読んでもらいます。

98条

1 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

「この憲法は国の最高法規。これに違反する法律に効力はありません」憲法にそう書いてあるにもかかわらず、政府は2015年の夏、憲法学者の8割が憲法9条違反とした法律を国会でむりやり通しました。国会前にあふれたコールは、憲法に違反する集団的自衛権に対する反対もあったろうし、憲法を守るべき立場の総理大臣や国会議員が、数のちからで憲法違反の法律を作ったことへの反発でもあったろう、と思います。

どうして最高法規なの？

憲法が自己紹介をしている「最高法規」の章には、97条から99条までの3つの条文が入っていると先に書きました。98条では「私はこの国の最高法規です」と、99条では「私の中に書いてあることを守る義務があるのは権力をもっている人たちです」と、憲法は言っています。それじゃあ、97条はどんな自己紹介なのでしょう？

97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

実は、ここに登場している「基本的人権」というワードは11条にも出てきています。だけど、基本的人権の保障をここまではっきり謳っている97条が「最高法規」の章に収められているということが、この憲法が最高法規たりうる根拠となっている、と弁護士さんから教えていただきました。

つまり、「私は、何よりも大切なあなたの人権を守るために存在しています。そして、あなたの人権が何よりも大切なものだからこそ、それを守るための私が最高法規であると言えるんですよ」ということを97条は示しているのです。

個人的にも大好きな97条を、『わたしとあなたの・けんぼうBOOK』という本のなかで、私はこう訳しています。

「この憲法は、日本の私たちに、ひととしての基本的な権利を保障するもの。それは、自由を求める世界中の人たちが長い長い時をかけ、苦しい試練にたえぬいて、ようやく手に入れることができた実り。それはどんな時にも侵すことのできない永久の権利として、今といのちの未来へ、信頼にもとづいて手渡されます」

原文とこの訳文をもとに、草かふえで語りあいました。

- ・今、私に与えられている人権って、決して当たり前にあるものじゃないんだ。私の生まれるずっと前から、人権、なんていう概念も言葉もなかった時代から、数えきれないほどの人たちが、自分を押しつぶそうとする力とたたかって、血を流して勝ちとってきてくれたもの。
- ・自分たちは人間だ、人間らしく生きる権利があるんだ、って、気の遠くなるような時間をかけて努力した人たちがいたってことだよな。
- ・やっと手にすることができた人権、って考えると、ものすごく貴重に思える。これを得るためにたたかった、過去の人たちからの贈り物なんだ。
- ・私の自由や権利を守ってくれているこの基本的人権、私のためだけにあるんじゃない。この贈り物を受けとった以上、次は未来の人たちにちゃ

んとバトンタッチしていかないと。

- ・うん、「侵すことのできない永久の権利として信託されたもの」ってところ、ずしんとくる。この権利は大勢が寄ってたかって奪おうとしても奪えないもの、それがこの私を信頼して手渡された、ってとこに責任を感じるな。
- ・弁護士さんが、97条は中味で、98条99条が外味、って言ってたよね。97条で保障されている人権という中味を守るために、98と99という外側の条文もあわせて必要なんだ、ってこと、あらためてわかった。中と外は性質が違う条文だけど、最高法規の章でこの3つが1セット、ってとこがミソなんだね。

97条、草案では

ところがなんと、草案ではこの97条がまるごと、削除されているんだよ、と言ったとたん、草かふえの人たちから驚きの声。

え〜、なんでなんで、こんなにすてきな条文がどうしてなくなっちゃうの？ 理由は、似たような条項が他にもあるから、重ねてまたここで言う必要はない、ということらしいよ、と説明しても誰も納得しません。

- ・だって、基本的人権を大切にすることこそ意味がある、って言ってたじゃない。この憲法は人権を大切にすることこそ憲法です、と憲法が自己紹介してる章だ、って。
- ・この章から97条がなくなるって、人権をこれまでみたいには尊重しない憲法にする、って言うように思えちゃう。
- ・それじゃまるで、黄味のない卵だよ。
- ・ダルマに目がないのと同じ。
- ・具のないサンドイッチみたいだ。

草かふえメンバーの感性と表現力に、思わず拍手！ 「黄味のない卵」「ダルマに目がない」「具

のないサンドイッチ」どれも言い得て妙、なんてわかりやすいたとえでしょう。

こんな発見があるたび、草かふえやってよかった！と思えるのです。参加している人たちの自由な発想から、私自身が一番勉強させてもらっています。

矢印が逆向き

ちなみに、憲法を守る義務を記した99条は、草案では102条に引越しています。しかもその1項に、この憲法を尊重する義務はまず国民にある、と記されているのです。

102条

- 1 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。
- 2 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。

2項で、総理大臣や国務大臣、裁判官や公務員に憲法を守る義務ありと書かれてはいますが（なぜか天皇はここに含まれていません）、これは憲法の「名宛て人」、つまり、憲法の矢印が誰に向けられているかが、これまでと逆になってしまうことを意味しています。

六法全書に、憲法とは「人々の自由と権利を実現させるために国家権力を拘束する法」と書かれているけど、草案通りの私たちをしぼる憲法になったら、この言葉がもうあてはまらなくなってしまう。

この自民党草案に関しては、立憲主義を否定するもの、憲法の体をなしていない、といった厳しい批判が、学者や弁護士、知識人、市民からも数多く寄せられました。2016年10月、自民党は国会の憲法審査会において、この草案を議論のたき台にはしないと発表しましたが、草案を撤回はしていないので、自民党の目指したい国のかたち

がこれで大きく変わるわけではないでしょう。だからこれからも草かふえで、草案をテキストに憲法を学んでいく意味は、十分あると思っています。

草かふえのテーマ

毎週の紅茶の時間がはやっていないのをいいことに、昨夏から突然はじめた草かふえ。当初はその名前の通り、草案の条文を1つずつテーマにしていたけれど、回を重ねるうち、あ、草かふえ、と名づけたからといって、かならずしも憲法や草案の条文だけを学ぶ場に限らなくていいのかも、と思えてきました。

たとえば、暮らしと憲法を取りあげたEテレの番組を見たり（14条に男女平等を、24条に家族条項での個人の尊厳をかきこんでくれたベアテさんが登場）、クローズアップ現代プラスの「声をあげる若者たち」の録画を見たり（日本のSEALDsや、世界各地で起きている若者たちの動きを紹介）、時には時間枠をひろげて「不思議なクニの憲法」のミニ上映会をしたり。そんなふうに臨機応変、この場のみんなと一緒に見たい、考えたいものをテーマに、言葉にしあっていく、というスタイルだってありなのかもしれないと。

なぜって、女性の生き方を考えることも、子育てや介護や、家族のあり方を語りあうことも、子どもの権利や子ども食堂や奨学金について考えることも、自分の自由についてしゃべりあうことも、自分を大切に生きようと思うことも、貧困も差別も格差も、戦争と平和のことも、——つまり私たちがいま生きているこの社会について考えることすべてが、気づけばみんなみんな、根っこの部分で憲法とつながっている！ そのことを、私自身が頭ではなく心で感じるようになったからです。そしてきっとそれは、週に一度ほんの一時間ではあるけれど、仲間と一緒に自分たちの心と言葉でくり返し憲法に触れてきた、その時間のおかげなのでしょう。

暮らしの中のどんなことも草かふえのテーマになるんだ、と思ったらとても気が楽になって、草かふえの可能性がまた、ぐんと広がった気がします。日々アンテナを立てて、ていねいに自分らしく生きることが、同時に、世界を見る目、日本を見る目、自分の生き方、自分のいま手にしている権利と自由、などについて深く考えることの幅を、少しずつ広げてくれる。12条で私たちに求められている「不断の努力」とは、文字通り、日々普段からの暮らしの中で積み重ねられていくもの、そのことを今いっそう強く感じています。

12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

近々、草かふえで「この世界の片隅に」という映画を見た人たちと感想を語りあう時間を持つことにしていますが、映画のヒロイン、すずさんについて語ることも、映画の舞台になった呉を語ることも、あの時代と今について語ることも、まさしく草かふえのテーマにふさわしいな、と思っています。

13条の後追い発見

草かふえは、いつも同じメンバーなわけではなくて、ふらりと飛び入りで初参加する人もいるので、おのずと憲法の中の核心と言われている13条について語る機会がふえました。

13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

あなたは、ほかの誰ともとりかえのきかない存在で、あなたはあなた個人として尊重される、と言ってくれている13条。あなたがそうであるように、それは私にも、あの人にもあの子にも、あてはまることで、だからお互いの大切さは行ったり来たり。他人のしあわせを邪魔しないかぎり、どんな人もその人らしくしあわせを追い求めて生きていっていいんだよ。そう憲法に書いてあるって、うれしいことだよ、という話を、これまでに私は何度くり返し語ってきたことでしょうか。

13条をテーマにした草かふえでは、「個人として尊重される」から“個”という文字が消えて「人として尊重」になった草案を読んで、「今の13条に“個”があることで、一人ひとり違っていいんだ、ってことが認められていると思う」と言ってくれた人もいました。

そういう場面を草かふえで何度か経た後に、ある時急に、あ！と気づいたんです。草かふえの土台になっている紅茶の時間って、なんて13条的な場なんだろう！と。

あなたもわたしも、かけがえのない存在。一人ひとりが身の丈で認められること、受け入れられること、どの人の言葉もきちんと聴かれること、みんなと同じ意見でなくてもいいこと、互いのいいところを言葉にして伝えあっていること、誰もワンマンショーをしないこと、などなど。33年間、紅茶を続ける中で大切にしてきたことを、思いつくまま並べてみた時、あらためてどれもみな、13条だ、と感じたのです。

このことを紅茶仲間に話すと、ええ～、スウさん、今ごろ気づいたの？ 私たち、ずっと前から紅茶って13条だなあ、とっていたよ、とみんなに笑われました。

こんなふうに、自分のしていることの意味がわかるのは、私の場合、いつもかなり後になってから。でもきっと、それでいいんです。

だってね、そういうことが最初からはっきりわかっていたとして、「紅茶の時間はあなたの基本的人権の13条を大切にする場所です」だなんて標語が玄関に仰々しく貼り出されていたら、ふらりと紅茶にやってきた人が、何気にドア押してはいりづらくなっちゃいますもんね（笑）

紅茶の時間のことも、草かふえのことも、もしかしたら今はまだ気づいていない、あんなことやこんなことも、自分の今していることは、いつも自分からはよく見えない、わからない。

だいぶん時間がたってからのこんな後追い発見が、私にはなおよいこと、すてきなことのように思えてなりません。その分、予期せぬおつりが一緒についてくるようですね。

2017.2.20

